様式第3号（ 第5条関係）

第　　　号

年　月　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長　　　　　　印

命令に係る事前の通知書

あなたの所有する下記空き地の適正な管理につきましては、丸亀市まちをきれいにする条例（平成17年条例第138号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、　年　月　日付け　第　　号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、条例第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、条例第14条第2項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第3項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、丸亀市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1．対象となる空き地

所在地

所有者の住所及び氏名

2．命じようとする措置の内容

3．命ずるに至った事由

4．意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

5．意見書の提出期限

・ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をしてください。